

田辺すみれ訪問ケアステーション運営規程

(居宅介護)

(事業の目的)

第1条 医療法人研医会田辺中央病院が設置する田辺すみれ訪問ケアステーション（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業、（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切な指定障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業を行う者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、法及び和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第67号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 田辺すみれ訪問ケアステーション
- (2) 所在地 和歌山県田辺市城山台5番6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2人以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、個々の利用者について計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、サービスの継続的な評価等を行い、事業所に対する指定障害福祉サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容と実施の手順に係る管理等を行う。

- (3) 従業者 訪問介護員 10名以上（常勤、非常勤）

従業者は、計画等に基づき指定障害福祉サービスの提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名以上(常勤1名)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、(国民の祝日、12月29日から1月3日まで)を除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 サービス提供日は365日とする。
- (4) サービス提供時間 サービス提供時間は24時間とする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、やむを得ない場合については対応する。

(居宅介護等を提供する主たる対象者の障害の種類)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町とする。

(居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
- ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 通院等介助
- 通院又は官公署等訪問のため、車両への乗車・降車の介助、通院先での受診の手続き、その他通院・訪問に伴う屋内外における比較的時間を要する介助(20～30分程度以上)
- (6) その他の生活全般にわたる援助

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定障害福祉サービスを提供した際には、市町村が定める負担上限額の範囲内において、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）から当該指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者等から当該指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者等から支払いを受けることができる。なお、事業所の自動車を使用したときは次の費用を受領することができる。ただし、特別地域加算の適用地域に居住している利用者等に対しては、次の費用は受領しない。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 無料

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上 1回につき500円

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者等に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 前項までに定めた費用の支払いを受けた場合は、利用者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(指定障害福祉サービス給付費の額に係る通知等)

第10条 事業者は、法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービス給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該指定障害福祉サービス給付費の額を通知しなければならない。

- 2 事業者は、利用者から法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従業者は、指定障害福祉サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送 等必要な措置を講じる。

(虐待の防止及び人権擁護のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者及び人権擁護推進員を配置し、苦情解決等の体制整備、従業者に対する虐待防止及び人権擁護の啓発のための定期的な研修の実施、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底、その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにてできる限り協力するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第14条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ① 業務継続研修及び訓練（感染症） 年1回
 - ② 業務継続研修及び訓練（非常災害） 年1回
- 3 事業者は、定期的業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 事業者は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、勤務体制の調整を行う。

① 採用時研修 採用後1か月以内

② 継続研修 年2回

2 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所の従業員及び管理者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員及び管理者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備・備品、会計及び利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備することともに、当該記録を当該指定障害福祉サービスの提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はと医療法人研医会田辺中央病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

令和6年10月1日 改定

この規程は、令和6年10月1日から施行する。